

敦賀市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、敦賀市が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「国要綱」という。）及び介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「告示」という。）の例による。

(事業の目的)

第3条 総合事業は、次に掲げることを目的に行う。

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行い、当該各号に定める事業の内容は、別表に定めるとおりとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

- (ア) 敦賀市訪問介護相当サービス
- (イ) 敦賀市訪問型基準緩和サービス（A型）
- (ウ) 敦賀市訪問型住民主体サービス（B型）
- (エ) 敦賀市訪問型短期予防サービス（C型）

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

- (ア) 敦賀市通所介護相当サービス
- (イ) 敦賀市通所型基準緩和サービス（A型）
- (ウ) 敦賀市通所型住民主体サービス（B型）
- (エ) 敦賀市通所型短期予防サービス（C型）

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- (ア) 敦賀市介護予防ケアマネジメントA
- (イ) 敦賀市介護予防ケアマネジメントB
- (ウ) 敦賀市介護予防ケアマネジメントC

(2) 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業
- カ フレイル予防普及事業

(対象者)

第5条 総合事業の対象者は、敦賀市の被保険者で別表に定めるものとする。

(費用の額)

第6条 総合事業の費用の額は、別表に定めるとおりとする。

(利用者負担金)

第7条 総合事業の利用者負担金は、別表に定めるとおりとする。この場合において、当該利用者負担金は、事業の実施機関が利用者から徴収するものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第8条 市長は、法第115条の45の3の規定により、第6条に定める費用の額の100分の90に相当する額を福井県国民健康保険団体連合会への委託により、指定事業者に支給するものとする。

2 総合事業の利用者が、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 総合事業の利用者が、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

4 市長は、第1項に規定する福井県国民健康保険団体連合会への委託の範囲を超えた審査及び支払に関する事務については直接行う。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第9条 事業対象者の第1号事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えることができない。

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である事業対象者に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合には、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である事業対象者に係る第1号事業支給費について第1項の規定を適用する場合には、第1項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

(償還給付等の手続)

第11条 第1号事業支給費に係る償還給付及び高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、敦賀市介護保険条例施行規則(平成12年3月31日規則第32号。以下「規則」という。)の保険給付に関する規定を準用する。

2 申請及び支給決定等に係る様式は、規則に定める保険給付に係る様式を用いるものとする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第12条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、市長が別に定める。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(保険料を徴収する権利が消滅した場合の第1号事業支給費の支給の特例)

第13条 市長は、居宅要支援被保険者等が、法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載に該当すると認められる場合は、第1号事業支給費の支給において、規則第45条の規定を準用する。

2 支給額減額通知に係る様式は、第1号事業支給額減額通知書(様式第1号)を用いるものとする。

3 支給額減額免除申請に係る様式は、第1号事業支給額減額免除申請書(様式第2号)を用いるものとする。

(利用手続)

第14条 居宅要支援被保険者等は、第1号事業を利用しようとするときは、居宅(介護予防)サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(規則様式第17号)により、市長に届け出なければならない。

2 前条の届出は、居宅要支援被保険者等に代わって、当該者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターが行うことができる。

(利用料)

第15条 市長は、総合事業を国要綱別記1の(1)のアの(エ)の①の(a)又は(b)の方法により実施するときは、居宅要支援被保険者等に対し、総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(指定事業者の指定の申請等)

第16条 指定事業者の指定の申請等は、市長が別に定める。

(指定の基準)

第17条 指定事業者は、市長が別に定める基準に従い事業を行うものとする。

(指定の有効期間)

第18条 法第115条の45の6第1項に規定する有効期間は、6年とする。

(事業の委託)

第19条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第196号）に定める生活機能チェックリストの記入内容が事業対象基準に該当し、かつ、第14条の規定により介護予防ケアマネジメントを受けることにつき市長に届け出た者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあっては法115条の47第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（指導及び監査）

第20条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、改正後の要綱別表中「介護職員等処遇改善加算」については、令和6年6月1日から適用する。

別表（第4条—第7条関係）

介護予防・生活支援サービス事業

事業名		対象者	事業内容	サービス単位数 (費用額)		利用者負担 金 (*1)
訪問型サービス	敦賀市訪問介護相当サービス	省令第百四十条の六十二の四第一号及び第二号に定める被保険者	指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するもの	告示別表1に定める単位数		介護保険給付利用者負担割合による
	敦賀市訪問型基準緩和サービス (A型)		旧介護予防訪問介護の基準を敦賀市独自基準に緩和して行われるもの	週1回程度	805 単位 (8,050 円)	介護保険給付利用者負担割合による
				週2回程度	1,610 単位 (16,100 円)	
				週2回超	2,415 単位 (24,150 円)	
				初回加算	200 単位 (2,000 円)	
		介護職員等処遇改善加算	告示別表1に定める割合に基づく単位数			
敦賀市訪問型住民主体サービス (B型)	省令第百四十条の六十二の四に定める被保険者	地域における住民が主体となって提供される支援	市と運営主体の協議により設定		運営主体が設定	
敦賀市訪問型短期予防サービス (C型)	省令第百四十条の六十二の四第一号及び第二号に定める被保険者	保健・医療の専門職により提供される支援で6月までの短期間で行われるもの ※7回を限度とする	初回	302 単位 (3,020 円)	介護保険給付利用者負担割合による	
			2回目以降	151 単位/回 (1,510 円/回)		
通所型サービス	敦賀市通所介護相当サービス	省令第百四十条の六十二の四第一号及び第二号に定める被保険者	指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するもの	告示別表2に定める単位数 (*2)		介護保険給付利用者負担割合による
	敦賀市通所型基準緩和サービス (A型)		旧介護予防通所介護の基準を敦賀市独自基準に緩和して行われるもの	月4回まで	1,361 単位 (13,610 円)	介護保険給付利用者負担割合による
				月8回まで	2,676 単位 (26,760 円)	
				送迎なしの場合の減算	△47 単位/回・片道 (△470 円/回・片道)	
		介護職員等処遇改善加算	告示別表2に定める割合に基づく単位数			
敦賀市通所型住民主体サービス (B型)	省令第百四十条の六十二の四に定める被保険者	地域における住民が主体となって提供される支援	市と運営主体の協議により設定		運営主体が設定	

	敦賀市通所 型短期予防 サービス (C型)	省令第四百十 条の六十二の 四第一号及び 第二号に定め る被保険者	保健・医療の専門職 により提供される支 援で6月までの短期 間で行われるもの※ 48回を限度とする	月8回程 度	2,999単位 (29,990円)	介護保険給 付利用者負 担割合によ る
				送迎なし の場合の 減算	△47単位/回・ 片道 (△470円/ 回・片道)	
介護予防ケ アマネジメ ント	介護予防ケ アマネジメ ントA	省令第四百十 条の六十二の 四に定める被 保険者	原則的な介護予防ケ アマネジメ ント	1月あた り	告示別表3に定 める単位数	なし
				初回加算		
				委託連携 加算		
	介護予防ケ アマネジメ ントB		省令第四百十 条の六十二の 四に定める被 保険者	簡略化した介護予防 ケアマネジメ ント	1月あた り	215単位 (2,150円)
					初回加算	300単位 (3,000円)
					委託連携 加算	300単位 (3,000円)
					サービス 担当者会 議実施加 算	20単位 (200円)
					モニタリ ング実施 加算	200単位 (2,000円)
	介護予防ケ アマネジメ ントC		省令第四百十 条の六十二の 四に定める被 保険者	初回のみ介護予防 ケアマネジメ ント	1月あた り	150単位 (1,500円)
初回加算		300単位 (3,000円)				
委託連携 加算		300単位 (3,000円)				

(※1) 利用者負担金は、サービス費用額に介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

(※2) 敦賀市通所介護相当サービスのサービス単価の例外について
要支援2で週1回程度の利用が可能(1,798単位)

一般介護予防事業

事業名	対象者
介護予防把握事業	65歳以上
介護予防普及啓発事業	65歳以上
地域介護予防活動支援事業	65歳以上 ※介護予防活動ボランティアに関しては年齢問わず
一般介護予防事業評価事業	
地域リハビリテーション活動支援事業	団体等
フレイル予防普及事業	65歳以上 ※フレイル予防サポーターに関しては年齢問わず

(裏)

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、福井県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、敦賀市を被告として（敦賀市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

住所

電話番号

様式第2号（第13条関係）

第1号事業支給額減額免除申請書

敦賀市長 あて

次のとおり、第1号事業支給額減額措置免除を申請します。

	申請年月日	年	月	日
申請者氏名		本人との関係		
申請者住所	〒			
	電話番号			

被保険者番号																				
個人番号																				
被保険者氏名	フリガナ																			
生年月日	明・大・昭																			
	年	月	日	性別	男・女															
住所	〒																			
	電話番号																			
申請の理由																				

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--